

一般廃棄物収集運搬業許可申請について
(記入方法・記入例)

秦 野 市

環境産業部 環境資源対策課

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463 (82) 4401

I 申請書の作成にあたって

- 1 申請者は、**正本 1 部、副本 1 部の計 2 部**を提出してください。（申請を受けたときは、副本 1 部を返却しますので、大切に保管しておいてください。）
- 2 添付書類は、Ⅲに示す順に**日本工業規格の A－4 版の大きさ**で、左閉じにしてください。
A－4 版より大きい図面等は、A－4 版の大きさに折り、かつ左閉じにして、開きやすいように折ってください。
ただし、官公署、公共機関等が発行した**A－4 版より小さい書類等は、台紙に貼ってから閉じてください。**
- 3 書類への記載に際しては、**黒色のボールペンか万年筆**を使用し、明瞭に記載してください。地図等で位置や経路等を示す際には、**赤色で表示**してください。
- 4 地図、写真等は鮮明なものを添付してください。
- 5 印鑑は、鮮明に押してください。

II 申請書の提出について

- 1 申請書の所定事項を記入し、全ての関係書類を添付して、指定の日時に秦野市環境産業部環境資源対策課に提出してください。
- 2 不足、不備書類がある場合は、受け付けられません。
- 3 受付後に必要な審査をし、支障がなければ許可となります。
- 4 許可に際しては、必要な条件を付与します。
- 5 許可期限は、許可日から 2 年間です。
- 6 許可書交付の際、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定により、許可申請手数料を納入してください。関係手続の手数料は、次のとおりです。

- ① 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料
1 件につき 10,000円
- ② 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料
1 件につき 10,000円
- ③ 一般廃棄物収集運搬業許可証再交付申請手数料
1 件につき 6,000円

Ⅲ 申請書及び添付書類について

収集運搬業許可申請

- 1 許可申請書 ……指定用紙(1)
 - 2 事業計画書 ……指定用紙(2)
 - 3 戸籍抄本（法人の場合は、定款及び登記事項証明書）
 - 4 秦野市納税証明書【市県民税（法人の場合は、法人市民税）及び固定資産税】
 - 5 申請者の印鑑登録証明書（法人の場合は、法人の印鑑登録証明書）
 - 6 申請者の業務経歴（法人の場合は、法人の業務経歴……指定用紙(3)
 - 7 他自治体の許可状況 ……指定用紙(4)
 - 8 他自治体の許可証の写し
 - 9 履歴書（法人の場合は、役員の名簿及び履歴） ……指定用紙(5)
 - 10 申告書 ……指定用紙(6)
 - 11 従業員名簿（本市の収集運搬業務に従事する者、その他の従業員）
……指定用紙(7)
 - 12 事務所（営業所）案内図
 - 13 土地、建物の登記事項証明書（借用している場合は、契約書の写し）
 - 14 保有車両、機材一覧表（本市の収集運搬業務に使用する物、その他のもの）
……指定用紙(8)
- ※車両を借用している場合は、契約書の写し
- 15 車検証の写し（本市収集運搬業務に使用する車両について）
 - 16 車両の写真（前、左横、後ろ、及び本市許可証番号の部分（更新の場合の

み) を写したもの)

……指定用紙(9)

17 車庫の案内図

18 車庫の写真(車両を駐車している状態のもの)、車両の配置図

……指定用紙(10)

19 洗車場設備の写真(車両を洗車している状態のもの)、洗車場案内図

……指定用紙(11)

※ 洗車場設備を有していない場合は、洗車場使用の契約書の写し及び洗車している写真、洗車場の案内図

20 主要な運搬経路を示した地図(契約の各排出事業所からはだのクリーンセンターへの経路、並びに資源化、再生施設への経路をしめすもの)

21 処分を秦野市伊勢原市環境衛生組合の施設以外の施設に依頼している場合は、依頼先との契約書の写し、処分方法等を記した書面(契約者双方の所在地、店舗名、押印、日付が入ったもの)

22 自己処理施設で処理している場合は、処分方法及び施設(主たる設備を含む)の概要、能力、図面等。

※ 処理施設の土地または、建物を借用している場合は、契約書の写し

23 資源化(再生、売却、自己利用等)を行っている場合は、その方法及び処分、販売先との契約書の写し。

(契約者双方の所在地、店舗名、押印、日付が入ったもの)

24 排出事業所との契約書の写し、又は契約することが確実であることを証する書類(契約者双方の所在地、店舗名、押印、日付が入ったもの)

25 一般廃棄物収集運搬業に係る料金表

26 その他市長が必要と認める書類

変更許可申請 (取り扱う一般廃棄物の種類の変更)

1 許可申請事項変更申請書

……指定用紙

2 許可証の写し

3 新規申請と同様書類

変更届 (許可申請事項の変更)

- 1 許可申請事項変更届
- 2 許可証の写し
- 3 変更に係る書類

……指定用紙

その他

- 1 戸籍抄本、納税証明書、印鑑登録証明書、登記事項証明書等の官公署、公共機関等が発行する書類は、申請書受付日前3か月以内に発行されたものに限ります。